

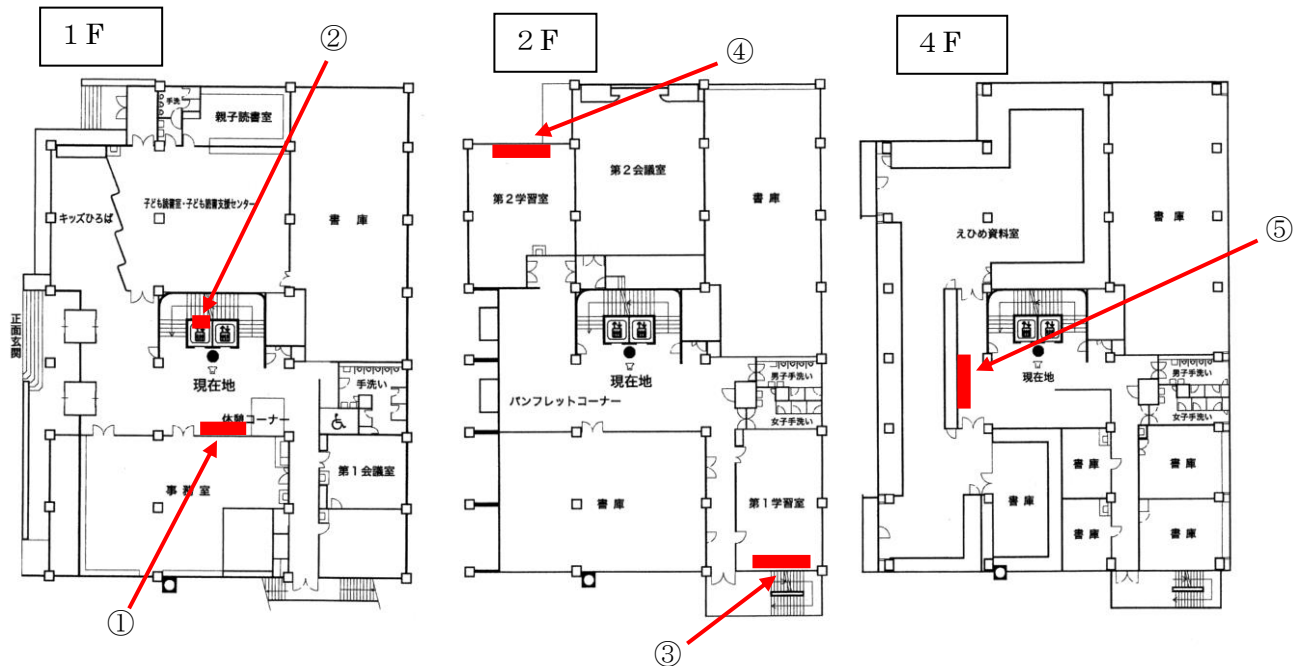
令和 5 年度
愛媛県立図書館における広告ポスター取扱業者募集要項

1 趣旨

この要項は、県の財源を確保するとともに、地域企業等に優良な広告媒体を提供することにより、地域経済の活性化を図ることを目的として愛媛県立図書館（以下「県立図書館」という。）への広告ポスターの掲示に係る広告取扱業者の募集に関し、必要な事項を定めるものである。

2 広告ポスターを掲示する場所等

施 設 名	掲 示 場 所	掲示スペース (縦) × (横) (cm)	来館者数 (令和 3 年度)
愛 媛 県 立 図 書 館	① 1 階ロビー壁面	90×360	238,914 人 (内訳) 【えひめ資料室、一般図書室、子ども読書室】 153,931 人 【2階学習室】 84,983 人
	②エレベーター内壁面	100×100	
	③ 2 階第 1 学習室壁面	100×250	
	④ 2 階第 2 学習室壁面	100×250	
	⑤ 4 階エレベーターホール壁面	100×260	



3 募集の内容等（随意契約に付する事項）

（1） 募集する広告取扱業者

1 者

（2） 応募に当たっての留意事項

ア 広告の方法

広告ポスターを上記 2 の施設の掲示スペースに掲示することにより行う。

イ その他

- ・ 広告ポスターの掲示に際しては、愛媛県立図書館広告実施要領等に従うものとする。
- ・ 広告主及び掲示する広告ポスターの募集は、広告取扱業者が行うこととする。
- ・ 掲示しようとする広告ポスターは、その内容等について掲示前に愛媛県立図書館長（以下「県立図書館長」という。）の審査を受けなければ掲示することができない。また、図書館長からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従う必要がある。
- ・ 広告ポスター作成に係る費用は、広告主又は広告取扱業者が負担することとする。
- ・ 広告ポスター掲示に当たって、広告取扱業者は、県立図書館長の行政財産の使用許可を受けるとともに、県立図書館長と広告事業に関する契約を締結する必要がある。

（3） 広告ポスター掲示期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 競争見積参加手続き等

（1） 募集要項等の配付期間及び配付場所

愛媛県立図書館ホームページ（<https://lib.ehimetosyokan.jp/>）でのダウンロード又は次の配布期間及び配布場所にて手渡しにより交付する。

- ・ 配付期間：令和 5 年 2 月 28 日（火）から 3 月 17 日（金）までの午前 9 時 40 分から午後 6 時まで。（2/28, 3/6, 13 を除く。）
- ・ 配付場所：松山市堀之内 愛媛県立図書館

（2） 見積書提出期限及び提出先

日 時：令和 5 年 3 月 17 日（金）午後 6 時まで

提出先：愛媛県立図書館

（3） 見積書提出等の条件

- ・ 競争見積参加者は、別紙様式による見積書を直接、県立図書館に提出しなければならない。
- ・ 競争見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に

押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

- ・ 見積金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、当該課税相当分の金額込みで見積書に記載すること。

(4) 現地説明会

特に実施しない。

現地確認を希望する場合には、業務に支障のないよう配慮のうえ、各業者で確認すること。

5 競争見積参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、令和 2～4 年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 見積書提出期限の日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。

6 契約の相手方の決定

次により、契約の相手方を決定する。

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格以上の最高の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 採用となるべき同価格の見積書を提出した者が 2 人以上あるときは、後日、県立図書館長が指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、契約の相手方を決定するものとする。この場合において、当該日時に出頭しない者については、契約の相手方となることを辞退したものとみなす。
- (3) 県立図書館長は、契約の相手方を決定したときは、速やかに、契約の相手方を決定したこと、契約の相手方の氏名及び住所並びに採用額を、契約の相手方とならなかった競争見積参加者に通知するものとする。
- (4) 県立図書館長は、契約の相手方が、指定の期日までに契約の締結をしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

7 契約書の作成

- (1) 契約の相手方となった者は、県立図書館長に行政財産の使用許可を受けるとともに、県立図書館長と広告事業に関する契約（以下「本件契約」という。）を締結するものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 県立図書館長が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本件契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別添契約書（案）のとおり

9 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。
ただし、「契約保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、愛媛県会計規則の規定による。

10 その他

- (1) 競争見積参加者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、愛媛県立図書館広告実施要領及び契約書（案）等を熟読し、遵守すること。
- (2) 本件に要する費用は、競争見積参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。

11 本件に関する問合せ先

愛媛県立図書館 庶務担当
〒790-0007 松山市堀之内
電話：089-941-1441 FAX：089-941-1454